

国立大学法人東京農工大学における事務組織の再編に伴う関係規則等の整理に関する規程

平成24年4月1日

24 規程 第16号

国立大学法人東京農工大学における事務組織の再編に伴い、関係規則等の整理に関する規程を次のとおり定める。

第1条 役員会規程第6条中の「総務チーム」を「総務部総務課」に改める。

第2条 経営協議会規程第7条中の「総務チーム」を「総務部総務課」に改める。

第3条 教育研究評議会規程第6条中の「総務チーム」を「総務部総務課」に改める。

第4条 経営協議会及び教育研究評議会合同会議規程第6条中の「総務チーム」を「総務部総務課」に改める。

第5条 大学評価実施規程第7条中の「計画評価チーム」を「戦略企画課計画評価室」に改める。

第6条 学報発行規程を、次のとおり改める。

一 第5条第1項中の「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課広報室」に改める。

二 第5条第2項中の「各チームのチームリーダー」を「各課長」に、「当該チーム」を「当該課」に、「広報・社会貢献チームリーダー」を「総務部総務課広報室長」にそれぞれ改める。

三 第5条第3項中の「当該チーム」を「当該課」に、「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課広報室」にそれぞれ改める。

第7条 情報公開規程様式第1号から第22号中の「担当チーム」を「担当部課」に、「農工大広」を「農工大総」に、「チーム（ ）」を「総務部総務課（担当者名）」にそれぞれ改める。

第8条 情報公開・個人情報保護委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第5号中の「総括チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（財務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）」を「学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長」に改める。

二 第10条中の「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課」に改める。

三 別表の、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員構成欄中の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に、「総務チームリーダー」を「総務部総務課長」に、「当該法人文書に係る事務を担当するチームリーダー」を「当該法人文書に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長」にそれぞれ改め、「広報・社会貢献チームリーダー」を削る。

第9条 情報公開取扱細則を、次のとおり改める。

- 一 第2条第2項中の「広報・社会貢献チームリーダー」を「総務部総務課長」に改める。
- 二 第4条第2項中の「チームリーダー」を「課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長（以下「課長等」という。）」に改める。
- 三 第4条第3項中の「前項のチームリーダー」を「課長等」に改める。
- 四 第6条中の「チームリーダー（以下「当該チームリーダー」という。）」を「課長等（以下「当該課長等」という。）」に改める。
- 五 第7条、第8条及び第9条中の「当該チームリーダー」を「当該課長等」に改める。

第10条 個人情報保護に関する規程を、次のとおり改める。

- 一 別表の個人情報ファイル簿（単票）の記載要領中の「チーム」を「部課」に改める。
- 二 様式第1号から第31号中の「チーム」を「部課」に、「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課」に、「農工大広」を「農工大総」にそれぞれ改める。

第11条 保有個人情報管理細則を、次のとおり改める。

- 一 第4条第1項中の「各チーム」を「各課、室（監査室に限る。）及び地区事務部（以下「課等」という。）」に、「当該チームのチームリーダー」を「当該課等の長」にそれぞれ改める。
- 二 第4条第2項、第5条第1項から第3項まで及び第7条第3項中の「チーム」を「課等」に改める。

第12条 第12条 プライバシーポリシーに関する規程別表1中の「(人事チーム)」を「(総務部人事労務課)」に、「(総務チーム・学務チーム・留学交流推進チーム・環境安全・衛生管理チーム)」を「(総務部総務課・学務部学生総合支援課・研究国際部国際交流課・環境安全管理センター)」に、「学術情報チーム」を「研究国際部学術情報課」に、「府中地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室」に、「大学院連合農学研究科（府中地区総務チーム）」を「大学院連合農学研究科（府中地区事務部（連合農学研究科担当）」に、「FSセンター（府中地区総務チーム）」を「FSセンター（府中地区事務部（FSセンター担当）」に、「小金井地区総務チーム」を「小金井地区事務部総務室」に、「小金井地区総務チーム（BASE担当）」を「小金井地区事務部（BASE担当）」に、「財務企画チーム」を「財務部財務課」に、「資産管理チーム」を「財務部経理調達課」に、「府中地区会計チーム」を「府中地区事務部会計室」に、「小金井地区会計チーム」を「小金井地区事務部会計室」に、「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に、「国際事業推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に、「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課広報室」に、「学務チーム」を「学務部学生総合支援課」に、「府中地区学生サポートセンターチーム」を「府中地区事務部学生支援室」に、「小金井地区学生サポートセンターチーム」を「小金井地区事務部学生支援室」にそれぞれ改める。

第13条 情報システム管理規程第3条第2項中の「学術情報チーム」を「研究国際部学術情報課」に改める。

第14条 公益通報者の保護に関する規程第2条第4項中の「総括本部長」を「事務局長」に改める。

第15条 全学自己点検・評価小委員会細則第8条中の「計画評価チーム」を「戦略企画課計画評価室」に改める。

第16条 研究倫理委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第6号中の「研究支援・産学連携チームリーダー」を「研究国際部研究支援課長」に改める。

二 第10条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第17条 国際交流委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第7号中の「総括チームリーダー（総務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）」を「学務部長及び研究国際部長」に改める。

二 第11条中の「国際事業推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に改める。

三 別表中の「留学交流推進チームリーダー」を「研究国際部国際交流課長」に改める。

第18条 大学情報委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第10号中の「総括本部長」を「研究国際部長」に改める。

二 第3条第1項第11号中の「学術情報チームリーダー」を「研究国際部学術情報課長」に改める。

三 第3条第1項第12号中の「計画評価チームリーダー」を「戦略企画課計画評価室長」に改める。

四 第9条中の「学術情報チーム」を「研究国際部学術情報課」に改める。

第19条 環境・安全衛生委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第10号中の「キャンパス整備チームリーダー」を「財務部施設整備課長」に改める。

二 第11条中の「チーム等」を「課等」に改める。

三 別表中の「総括チームリーダー（総務・財務・学生担当）3人」を「学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長」に、「総務チームリーダー、財務企画チームリーダー、キャンパス整備チームリーダー」を「総務部総務課長、財務部財務課長、財務部施設整備課長」にそれぞれ改める。

第20条 施設整備委員会細則を、次のとおり改める。

一 第3条第1項第6号中の「キャンパス整備チームリーダー」を「財務部施設整備課長」に改める。

二 第9条中の「キャンパス整備チーム」を「財務部施設整備課」に改める。

第21条 学生表彰規程第5条中の「学生支援チーム」を「学務部学生総合支援課」に改める。

第22条 学寮規程第12条第1項、第12条の2第2項及び第13条第2項中の「資産管理チーム」を「財務部経理調達課」に改める。

第23条 公開講座規程第10条中の「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課広報室」に改める。

第24条 科学技術短期留学プログラム実施細則第19条中の「留学交流推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に改める。

第25条 国際交流会館規程第16条中の「国際交流推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に改める。

第26条 大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程第9条中の「学生支援チーム」を「学務部学生総合支援課」に改める。

第27条 学生懲戒委員会規程第10条中の「学生支援チーム」を「学務部学生総合支援課」に改める。

第28条 職員採用・昇任規程第4条第3項中の「人事チーム」を「総務部人事労務課」に改める。

第29条 管理職手当支給細則第2条の表中の「総括本部長」を「事務局長」に改める。

第30条 営利企業役員等兼業審査委員会細則を、次のとおり改める。

一 第4条第1項第6号中の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に改める。

二 第8条中の「人事チーム」を「総務部人事労務課」に改める。

第31条 職員苦情相談規程第6条中の「人事チーム」を「総務部人事労務課」に改める。

第32条 研究成果としての有体物の取扱いに関する規程を、次のとおり改める。

一 別表中の「研究支援・産学連携 TL」を「研究国際部研究支援課長」に、「地区会計 TL」を「地区事務部事務長」にそれぞれ改める。

二 別表注記中の「総括本部長」を「事務局長」に改める。

第33条 建物等管理細則別表1中の「総括チームリーダー（財務担当）」を「財務部長」に、「総括チームリーダー（学生担当）」を「学務部長」にそれぞれ改める。

第34条 旅行命令権の委任に関する細則第2条の表の受任者欄中の「総括本部長」を「事務局長」に、「総括チームリーダー」を「部長」に、「総括チームリーダー（財務担当）」を「財務部長」に、「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に、「チームリーダー及び室長」を「課長、監査室長及び地区事務部事務長」に、同表の委任の範囲欄中の「総括本部長」を「事務局長」に、「総括チームリーダー」を「部長」に、「チームリーダー又は室長」を「課長」に、「戦略企画室長」を「戦略企画課長」に、「当該チーム又は室」を「当該課、室又は地区事務部」に、それぞれ改める。

第35条 長期借入金事務取扱規程を、次のとおり改める。

一 第2条第1項中の「総括チームリーダー（財務担当）（以下「総括チームリーダー」という。）」を、「財務部長」に改める。

二 第2条第2項から第4項まで、第3条第1項、第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条、第8条、第9条第1項から第4項まで、第10条第1項及び第2項、

第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第15条並びに第17条中の「総括チームリーダー」を「財務部長」に改める。

第36条 公用自動車運行管理規程を、次のとおり改める。

一 第4条第1号中の「総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム（科学博物館総務係を除く。）、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム（研究支援係等に限る。）、国際事業推進チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、キャンパス整備チーム、学務チーム、学生支援チーム、入試チーム、監査室、戦略企画室、大学教育センター担当室」を「監査室、戦略企画課、学務部学生総合支援課、学務部教育企画課、学務部入試課、研究国際部研究支援課（本部地区に限る。）、研究国際部国際交流課、研究国際部学術情報課、総務部総務課（科学博物館係を除く。）、総務部人事労務課、財務部財務課、財務部経理調達課、財務部施設整備課」に改める。

二 第4条第2号中の「府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、府中地区学生サポートセンターチーム」を「府中地区事務部」に改める。

三 第4条第3号中の「広報・社会貢献チーム（科学博物館総務係に限る。）、研究支援・産学連携チーム（研究業務係及び産学連携係等に限る。）、留学交流推進チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム、小金井地区学生サポートセンターチーム」を、「研究国際部研究支援課（小金井地区に限る。）、総務部総務課（科学博物館係に限る。）、小金井地区事務部」に改める。

四 第6条第1項中の「総括チームリーダー（財務担当）」を「財務部長」に改める。

五 第6条第2項の表中の「資産管理チームリーダー」を「財務部経理調達課長」に、「府中地区会計チームリーダー」を「府中地区事務部事務長」に、「小金井地区会計チームリーダー」を「小金井地区事務部事務長」にそれぞれ改める。

六 第15条第2項中の「総務チームリーダー」を「総務部総務課長」に改める。

七 別紙様式1及び3中の「チームリーダー等」を「課長等」に改める。

第37条 連携リング規程第14条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第38条 寄附金受入規程第8条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第39条 受託研究取扱規程第13条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第40条 受託研究員等受入規程第15条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第41条 利益相反規程第12条中の「人事チーム並びに府中地区及び小金井地区の各チーム」を「総務部人事労務課並びに府中地区事務部及び小金井地区事務部」に、「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」にそれぞれ改める。

第42条 動物実験等に関する規程第28条第1項中の「研究支援・産学連携チーム」を

「研究国際部研究支援課」に、「府中地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室」にそれぞれ改める。

第43条 安全衛生管理規程別表第2中の「総括本部長」を「事務局長」に、「キャンパス整備チームリーダー（本部地区）」を「財務部施設整備課長」に、「小金井地区総務チームリーダー」を「小金井地区事務部事務長」に、「府中地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部事務長」に、「小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学府担当）」を「事務局長付課長（大学院生物システム応用科学府担当）」に、「学術情報チームリーダー」を「研究国際部学術情報課長」に、「大学教育センター担当室長」を「学務部教育企画課長」に、「研究支援・産学連携チームリーダー」を「研究国際部研究支援課長」に、「留学交流推進チームリーダー」を「研究国際部国際交流課長」に、「学生支援チームリーダー」を「学務部学生総合支援課長」に、「広報・社会貢献チームリーダー」を「総務部総務課長」に、「キャンパス整備チームリーダー」を「財務部施設整備課長」に、「戦略企画室長」を「戦略企画課長」に、「学務チームリーダー」を「学務部学生総合支援課長」にそれぞれ改め、「府中地区総務チームリーダー（府中地区）」及び「小金井地区総務チームリーダー（小金井地区）」を削る。

第44条 放射線障害予防細則別表中の「環境安全・衛生管理チーム」を「環境安全管理センター」に改める。

第45条 遺伝子組換え生物安全管理規程第17条中の「チーム等」を「課等」に改める。

第46条 病原性微生物等安全管理規程を、次のとおり改める。

- 一 第19条第2項中の「担当チーム」を「担当部署」に改める。
- 二 第28条中の「チーム等」を「課等」に改める。

第47条 外来生物安全管理規程第11条中の「チーム等」を「課等」に改める。

第48条 大学院農学研究院運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第6条第2項第6号の「府中地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部事務長」に改める。
- 二 第8条中の「府中地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室」に改める。

第49条 大学院工学研究院運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第6条第2項第4号の「小金井地区総務チームリーダー」を「小金井地区事務部事務長」に改める。
- 二 第8条中の「小金井地区総務チーム」を「小金井地区事務部総務室」に改める。

第50条 農学府・農学部運営規則第6条第3項第5号及び第7条第2項中の「府中地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部事務長」に改める。

第51条 大学院生物システム応用科学府運営規則第6条第3項第6号及び第7条第2項中の「小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学府担当）」を「事務局長付課長（大学院生物システム応用科学府担当）」にそれぞれ改める。

第52条 図書館運営規則第6条第1項第7号中の「学術情報チームリーダー」を「研究

国際部学術情報課長」に改める。

第53条 国際センター運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第8条中の「留学交流推進チーム及び国際事業推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に改める。
- 二 第10条第2項第1号中の「府中地区総務チームリーダー及び小金井地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長」に改める。
- 三 第10条第2項第2号中の「研究支援・産学連携チームリーダー」を「研究国際部研究支援課長」に改める。
- 四 第10条第3項第1号中の「府中地区学生サポートセンターチームリーダー及び小金井地区学生サポートセンターチームリーダー」を「府中地区事務部事務長」及び「小金井地区事務部事務長」に改める。
- 五 第10条第3項第2号中の「学務チームリーダー」を「学務部学生総合支援課長」に改める。
- 六 第14条第5項中の「総括チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（学生担当）、国際事業推進チームリーダー及び留学交流推進チームリーダー」を「学務部長、研究国際部長及び研究国際部国際交流課長」に改める。
- 七 第20条中の「国際事業推進チームの協力を得て、留学交流推進チームが処理する。」を「研究国際部国際交流課が処理する。」に改める。

第54条 保健管理センター運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第10条第6号の「総括チームリーダー（総務担当）及び総括チームリーダー（学生担当）」を「学務部長及び総務部長」に改める。
- 二 第14条中の「学生支援チーム」を「学務部学生総合支援課」に改める。

第55条 総合情報メディアセンター運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第6条第1項第6号の「総括チームリーダー（総務担当）」を「研究国際部長」に改める。
- 二 第9条中の「学術情報チーム」を「研究国際部学術情報課」に改める。

第56条 科学博物館運営規則第10条第7号中の「総括チームリーダー」を「総務部長」に改める。

第57条 放射線研究室運営規則を、次のとおり改める。

- 一 第9条第1項第4号中の「府中地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部総務室長」に改める。
- 二 第9条第1項第5号中の「小金井地区総務チームリーダー」を「小金井地区事務部総務室長」に改める。
- 三 第9条第2項第4号の「研究支援・産学連携チームリーダー」を「研究国際部研究支援課長」に改める。
- 四 第12条中の「府中地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室」に、「小金井地区

総務チーム」を「小金井地区事務部総務室」に、「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」にそれぞれ改める。

第58条 大学戦略本部要項を、次のとおり改める。

- 一 第2条第1項第7号中の「総括チームリーダー 3人」を「学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長」に改める。
- 二 第8条中の「関係チーム」を「関係部署」に、「戦略企画室」を「戦略企画課」にそれぞれ改める。
- 三 別表中の「学務チーム」を「学務部学生総合支援課」に、「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に、「国際事業推進チーム」を「研究国際部国際交流課」に、「学務 TL」を「学務部学生総合支援課長」に、「研究支援・産学連携 TL」を「研究国際部研究支援課長」に、「国際事業推進 TL」を「研究国際部国際交流課長」に、それぞれ改める。

第59条 女性未来育成機構の運営に関する学長裁定を、次のとおり改める。

- 一 第9条第1項第6号の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に改める。
- 二 第11条中の「戦略企画室」を「戦略企画課」に改める。

第60条 アグロイノベーション高度人材養成センターの運営に関する学長裁定を、次のとおり改める。

- 一 第8条第1項第8号中の「総括チームリーダー(学生担当)」を「学務部長」に改める。
- 二 第10条第2項中の「各チーム」を「各部署」に改める。

第61条 環境リーダー育成センターの運営に関する学長裁定第8条第1項第7号の「総括チームリーダー(学生担当)」を「学務部長」に改める。

第62条 イノベーション推進機構の運営に関する学長裁定を、次のとおり改める。

- 一 第7条第1項第4号の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に改める。
- 二 第9条中の「戦略企画室」を「戦略企画課」に改める。
- 三 第11条第2項中の「府中地区総務チーム及び小金井地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室及び小金井地区事務部総務室」に改める。
- 四 別表第1中の「府中地区総務チーム」を「府中地区事務部総務室」に、「小金井地区総務チーム」を「小金井地区事務部総務室」にそれぞれ改める。

第63条 テニユアトラック推進機構の運営に関する学長裁定を、次のとおり改める。

- 一 第7条第1項第4号の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に改める。
- 二 第9条中の「戦略企画室」を「戦略企画課」に改める。

第64条 創基140周年・同窓会創立50周年合同記念事業実行委員会要項第7条第1項第4号の「総括チームリーダー（総務担当）」を「総務部長」に改める。

第65条 公的機関からの受託事業等の資金交付前使用に係る立替に関する要項を、次のとおり改める。

- 一 第6条、第7条第1項、第7条第2項及び第11条中の「総括チームリーダー（財

務担当)」を「財務部長」に改める。

二 別紙様式中の「総括チームリーダー（財務担当）」を「財務部長」に改める。

第66条 寄附金からの一部拠出金に関する要項第7条中の「財務企画チーム及び各地区会計チーム」を「財務部財務課及び各地区事務部会計室」に改める。

第67条 宿舍貸与者等選考に関する要項を、次のとおり改める。

一 第2条中の「所属チームリーダー」を「所属する課の長又は地区事務部事務長」に、「副チームリーダー」を「担当課長又は事務長補佐」に、「財務企画チームリーダー」を「財務部経理調達課長」に、「財務企画チーム」を「財務部経理調達課」にそれぞれ改め、「(以下「企画チーム」という。)」を削る。

二 第3条中の「企画チーム」を「財務部経理調達課」に改める。

三 第5条第1項中の「企画チーム」を「財務部経理調達課」に、「財務企画チームリーダー」を「財務部経理調達課長」に、「人事チームリーダー」を「総務部人事労務課長」に、「学術情報チームリーダー」を「研究国際部学術情報課長」に、「府中地区総務チームリーダー」を「府中地区事務部事務長」に、「小金井地区総務チームリーダー」を「小金井地区事務部事務長」に、「府中地区総務チーム副チームリーダー」を「府中地区事務部事務長補佐」に、「小金井地区総務チーム副チームリーダー」を「事務局長付課長」にそれぞれ改める。

第68条 危機管理基本要項を、次のとおり改める。

一 2(3)中の「チーム」を「課又は室」に改める。

二 4(2)《具体的対策》1)本文中の「総務チームリーダー」を「総務部総務課長」に、「各地区総務チームリーダー」を「各地区事務部事務長」にそれぞれ改める。

三 4(2)《具体的対策》1)ウ中の「広報・社会貢献チームリーダー」を「総務部総務課広報室長」に、「総務チームリーダー」を「総務部総務課長」にそれぞれ改める。

四 4(2)《具体的対策》5)中の「総務チームリーダー」を「総務部総務課長」に改める。

第69条 競争的資金等の取扱いに関する要項を、次のとおり改める。

一 第3条第3項中の「総括チームリーダー（財務担当）」を「財務部長」に改める。

二 第3条第4項第2号中の「地区会計チームリーダー」を「地区事務部事務長」に改める。

第70条 外部資金等受入審査要項第6条中の「関係チーム」を「関係部署」に、「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」にそれぞれ改める。

第71条 学術指導受入事務取扱要項第3条第1項中の「研究支援・産学連携チームリーダー」を「研究国際部研究支援課長」に改める。

第72条 コンソーシアム等に係る受託研究等取扱要項第6条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第73条 科学技術展実施要項第9条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部

研究支援課」に、「広報・社会貢献チーム」を「総務部総務課広報室」に、「府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、小金井地区総務チーム及び小金井地区会計チーム」を「府中地区事務部総務室及び会計室並びに小金井地区事務部総務室及び会計室」にそれぞれ改める。

第74条 研究奨学金「JIRITSU（自立）」制度実施要項第15条中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第75条 産官学連携・知的財産センター若手共同研究発展ファンド要項第4条第3項中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第76条 出願補償・実施収入補償・成果有体物提供奨励研究費・調製経費に関する手続要項第3条第6項中の「研究支援・産学連携チーム」を「研究国際部研究支援課」に改める。

第77条 合宿研修施設館山荘使用要項第4条第1項及び第12条中の「学生支援チーム」を「学務部学生総合支援課」に改める。

第78条 「ACE 奨学金(Asia and Africa Clean Environment Scholarship)」実施要項第9条中の「府中地区会計チーム、小金井地区会計チーム、府中地区学生サポートセンター、小金井地区学生サポートセンター、府中地区総務チーム、小金井地区総務チーム、及び留学交流推進チーム」を「府中地区事務部学生支援室、総務室及び会計室並びに小金井地区事務部学生支援室、総務室及び会計室並びに研究国際部国際交流課」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。